

広報広聴課長様

愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議
事務局（担当課長：八幡浜支局企画課長）

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議 救急医療体制に関するワーキンググループ		
事務局（担当課）	南予地方局保健福祉環境部 八幡浜支局企画課 (担当) 医療対策係長 萩田 健太郎 (内線) 6-5050-279		
設置根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 (名称) 医療法、愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設置年月日	平成27年6月12日		
審議、意見聴取等の内容	八幡浜・大洲構想区域における救急医療体制について協議・検討する		
公開・非公開決定日 (決定した会議開催日等)	令和7年12月18日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 全部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開	
公開・非公開に 係る法令等の規定	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由		非公開規定
(1) 八幡浜・大洲構想区域の二次救急体制の現状について (2) 令和8年度八幡浜・大洲喜多・西予地区の二次救急輪番体制について	(1) 救急告示医療機関における非公開の患者搬送情報をもとに作成した資料を取り扱うこととしており、当該情報が公になると、当該医療機関の正当な利益を害するおそれがあるため。 (2) 当構造は負担が大きい時間帯の二次救急輪番を一部医療機関が受忍することにより365日24時間切れ目がない二次救急輪番体制が維持されている。そのため、協議内容を公になると、不適に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。		“(1)-2と5”
摘要	報告日 令和8年1月15日		

注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4（公開基準）の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に

“新たな決定”と記入してください。